

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C支店において運転手として貨物運送業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、フォークリフトでの荷物積み込み作業中、トラックの荷台に乗せた荷物の位置を確認しようとフォークリフトを降りて、歩いていたところ、地面にあった鉄板のつなぎ目に足が入り負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D整形外科に受診し、「左第5中足骨々基部骨折」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）のいずれにも該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、請求人の訴え及び障害補償給付支給請求書裏面のE医師作成の診断書から、左足関節及び左足指の機能障害と思料するところ、当審査会において、改めて、一件記録を精査するも、決定書理由に説示のとおり、請求人の左足関節及び左第5足指には引用する認定基準に該当する可動域制限は認められない。また、請求人は、受傷部位の疼痛について訴えるも、常時疼痛を残すものではなく、評価すべき障害とは認められない。

なお、決定書理由に説示のとおり、請求人の左第4足指は本件災害により負傷しておらず、障害が残存するか否かの判断の対象にならない。

(2) したがって、当審査会としても、請求人には引用する認定基準に該当する障害は認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。